

危 対 第 5 8 号
平成 25 年 8 月 20 日

公益社団法人神奈川県LPガス協会
会長 古川 武法 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定する
指定地方公共機関の指定について（通知）

このたび、貴協会を別添公報告示のとおり武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 2 項に規定する指定地方公共機関に指定したので、通知します。

指定地方公共機関は、国民保護法の規定に基づき、その業務について国民保護業務計画を作成し、当該計画に定めるところにより国民の保護のための措置を実施することとされており、貴協会におかれましてはその責務を全うされるよう格段の御配慮をお願い申し上げます。

問い合わせ先
安全防災局安全防災部危機管理対策課
危機管理対策グループ 豊田
電話 045-210-3465



神奈川県公報



県の花 山ゆり

平成25年 8月20日 火曜日 定期第 2508 号

毎週火曜日及び金曜日発行

ト次	ページ	○公告	ページ
○告示		大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要 産業労働 商業流通課)	552
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定 安全防災危機管理対策課)	551	宅地建物取引業法による処分に係る聴聞 県土整備建設業課)	553
温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具の指定の一部改正 環境農政 環境計画課)	551	開発行為に関する工事の完了 県土整備 建築指導課)	553
手数料の徴収事務の委託 2件) 保健福祉 障害サービス課)	551	○入札公告	
土地区画整理事業の規約の変更認可 県土整備 都市整備課)	551	特定調達契約に係る一般競争入札の実施 2件) 企業 寒川浄水場)	553
急傾斜地崩壊危険区域の指定 県土整備 砂防海岸課)	552	特定調達契約に係る一般競争入札の実施 2件) 企業 谷ヶ原浄水場)	555
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定 県土整備 建築安全課)	552	落札者等の公告 総務 総務室)	557

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関において掲示し、併せて、かながわ電子入札共同システム URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp> の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示	
<p>神奈川県告示第452号</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項に規定する指定地方公共機関として公益社団法人神奈川県L F ガス協会を指定する。</p> <p>平成25年 8月20日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>	<p>1 委託を受けた者</p> <p>秦野市南矢名三丁目 2 番 1 号 社会福祉法人かながわ共回会</p> <p>2 委託に係る手数料の種類</p> <p>神奈川県立の障害者支援施設に関する条例(平成18年神奈川県条例第5号)第9条第2項に規定する津久井やまゆり園、愛名やまゆり園及び厚木精華園における手数料</p> <p>3 委託の期間</p> <p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
<p>神奈川県告示第453号</p> <p>温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具の指定(平成21年神奈川県告示第549号)の一部を次のとおり改正し、平成25年10月1日から施行する。</p> <p>平成25年 8月20日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>6の次に次のように加える。</p> <p>7 エネルギーマネジメントシステム エネルギー消費量の計測、記録及び表示並びにエネルギー利用設備の制御を行う機能を有するものに限る。))</p>	<p>神奈川県告示第455号</p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。</p> <p>平成25年 8月20日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 委託を受けた者</p> <p>鎌倉市植木18番地 社会福祉法人清和会</p> <p>2 委託に係る手数料の種類</p> <p>神奈川県立の福祉型障害児入所及び障害者支援複合施設に関する条例(昭和58年神奈川県条例第2号)第9条第2項に規定する三浦しらとり園における手数料</p> <p>3 委託の期間</p> <p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
<p>神奈川県告示第454号</p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。</p> <p>平成25年 8月20日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>	